第4回ふるさと奈良景観づくり推進委員会 開催概要

■日時: 平成20年7月24日(木) 午後2時~午後4時

■場所: 奈良県文化会館 集会室 A · B

■議事

「議題1] 今後のスケジュールについて

[議題2] 景観計画 (素案)・景観条例 (素案) について

■議事概要:

「議題1]

・今後のスケジュールについて説明が行われた。

「議題2]

・各委員から出された意見の概要は次のとおり。

(1) 資料3-①:景観計画(素案)について

【全体】

・「農村集落」・「集落景観」という言葉が、景観計画のP11以降は「田園景観」という言葉に入れ替わっている。田園景観という言葉は、あまり使用しないので変更してはどうか。

【表題】

- ・表題の「美しく」を削除していることについて、「風格のある」には重々しさや歴史性をの意味を込めていると思うが、新しい住宅地や沿道にも風格を適用するのはわかりにくいのではないか。国が「美しい国づくり政策大綱」を策定したように、「美しい」という言葉は大切だと思う。
 - →委員:全国的に「美しい」という言葉を使っていることが多く、安っぽい印象があった。一方、「風格」は奈良のような地域でないと使えない言葉で、いっそのこと「美しい」を削除してはどうかと提案した。
 - →事務局:当初は「美しい」だけでも良いかと思ったが、確かに沿道等にはなじまない感じがする。語呂も良いし、できれば「美しく風格のある奈良の創造」に戻したいと思う。
 - →委員:元の方が良いのではないか。

【景観形成基準】

- ・P21の景観形成基準によらないことができる場合について、「創造的なデザイン」であることとされているが、この規定にかからないものは全て創造的なデザインでないと感じるため言葉を換えてはどうか。
- ・緑化の基準で「敷地が道路に接する部分は・・・できる限り樹木等により緑化すること」とあるが、道路に接する部分に限らず、敷地の多くの部分で緑化する方が良いのだから、「敷き際」のような言葉に換えてはどうか。
- ・色彩基準が数値規制を行いやすいため目立った存在になっているが、素材に関しても

今後の検討材料としてほしい。

- ・P23の重点景観形成区域の建築物の形態及び意匠の景観形成基準のうち、「外壁に点滅する光源を設置する場合は、・・・必要最小限のものとすること。」とあるが、外壁の点滅する光源とは何か。また、このようなものを設置することは認められるのか。
 - →事務局:外壁の点滅する光源とは、建物の装飾のために設置するもので屋外広告物 として扱われないものであり、このようなものは必要最小限に留めるよう 指導していきたい。

また、重点景観形成区域では、屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定を検討してるが、基準設定は市町の権限であり、現在市町と 点滅する屋外広告物を禁止する方向で協議しているところ。

・P23~24の※2について、特定の道路沿道に「限る」という表現を「対象」に換えては どうか。

(2) 資料4:色彩に関する景観形成基準(案)・説明資料について 【全体】

- ・色彩基準は、精緻な考えに基づいて検討していると思うが、類型区分に応じた彩度の 上限や基調色と強調色の使用面積規制等が示されているものの、具体的にどういう 規制になるか見えにくい。また、色彩の許容範囲内に紫色等の、「本当にこれで良 いのか?」と感じるような色彩が入っていると思うが、許容範囲とは現実にどのよ うに基準として反映されるのか。
 - →事務局: P3の景観類型表は、類型基準の検討の過程を示しており、当初は表にあるように6類型(青垣・山の辺、山岳・森林、田園・水辺、住居、工業、商業)別に基準を設定することから検討を始めたが、調査・検討の結果、青垣・山の辺、山岳・森林、田園・水辺を一つにまとめて、結果として4類型の基準設定とした。

また、各類型は住居景観は都市計画法に基づく住居系用途の区域、工業景観は工業系用途の区域、商業景観は商業系用途の区域、青垣・山の辺景観など表の1から4の景観類型はそれ以外の区域として区分している。

景観計画では、資料3-①・P26の表の欄外に各用途を記載して表現している。

なお、色彩基準は、P26の表以外にP21の色彩の欄に記載しているように、マンセルの許容範囲に適合し、かつ、周辺の景観に配慮する旨、規定している。

- →事務局:許容範囲は色彩基準に記載されている数値内に入っている色彩である。このような数値基準による定量的な基準設定では表現に限界があるため、資料3-①・P21の色彩欄に記載しているような定性的な基準とあわせて、景観への適合性を判断する。
- ・資料3-①・P11の図3-1に示されている景観づくりの基本方針図の景観類型と、色彩 基準で使用する景観類型が合っておらず、景観計画で示す色彩基準の景観類型区分 が資料3-①・P26の細かい文字を読まないとわからないようになっているので、

修正した方が良いと思う。

・色彩は景観にとって大きな問題であるが、基準を設定するのは十人十色の部分もある ので非常に難しいところがある。自然豊かな奈良県の中で気になる白い色等、色彩 の扱いには専門家の関わりが大切だと思う。

今回の色彩基準の説明資料は素晴らしく、気付かされることも多かった。県や市町村職員のためにもなると思う。景観を阻害する要因の一つに民家があると思う。昔は良かったが、現在は家を建てる時に景観に配慮するという考えが消えてしまった。景観計画の色彩基準では、随分と彩度を落としていこうという意識が資料から見えてくる。行政の指導の現場でも、今回の色彩基準の説明資料のようなものを届けられたら良いと思う。

一方で、規制が厳しすぎても良くないという考え方もあるようだが、規模の大きい 建築物等の色彩は抑えていくべき。

奈良県は自然がよく見えることが大切であり、自然の緑を基調として色彩基準を設定していることは良いと思うし、この色彩基準を奈良県の景観計画の目玉にすれば良いと思う。

- →事務局:景観にとって色彩の重要性を周知するために、今回の色彩資料を基にしたガイドラインのようなものを作製し、色彩の考え方等を示していくことを予定している。
- ・外壁色と屋根色の基準が示されているが、外壁も屋根も真っ黒な建物も認められるの か。
 - →事務局:認められる。奈良県の色彩の現況は、明るい色から暗い色まで適度に分布 しており、これは歴史のある地域の特長である。例えば焼板の明度は2程 度であり、この明度範囲を規制することはできない。

【アクセントカラー】

- ・アクセントカラーを使用することができる面積割合は、立面を基準とするのか、庇の 裏など立面で見えない部分も対象にするのか、どちらか。
 - →事務局:立面で判断する。立面で見えない部分は、他の自治体の運用では、届出時 にアクセントカラーを見えない部分で使用していないことを確認するよう にしている。

【重点景観形成区域の色彩基準の基本的な考え方】

・景観は歩行者等にも関係するため、「走行環境」という言葉は必要ないのではないか。

【参考資料:道路舗装面の色彩基準】

- ・舗装面は明度7以下としているが、脱色アスファルトのようなものはこの基準内にお さまらないように思うが、どうか。
 - →事務局: 奈良の脱色アスファルトの色彩は素晴らしいと思う。脱色アスファルトは、現況調査時にチェックしているが施工当初の色彩は10YR6.0/2.0が基本で、経年変化により少し明るくなる傾向がある。施工当初の色彩は基準内に入っている。
- 「道路舗装面」としているが、公共施設内の舗装が必要なところでも配慮が必要であ

り、「舗装面」としてはどうか。

→事務局:今後策定予定の公共事業等景観形成指針に反映することを検討したい。

【参考資料:他地域における色彩基準の設定状況】

・京都市の基準は商業地域も含んでいるのか。

→事務局:京都市では、規制として実施しているのは資料で示している基準設定だけであり、商業地域も含んでいる。なお、町家等の地域では、運用で資料で示している基準をもう少し厳しくしている。

(3) その他

- ・京奈和自動車道の壁が視界を遮っていると思う。多くの県民が望んだ道路であると思 うが、このような公共事業に対して、景観計画の内容は反映されるのか。
 - →事務局:公共事業の景観配慮については、景観条例に基づく公共事業等景観形成指 針を策定し対応したい。京奈和自動車道のような高架構造は、一般の建築 物や工作物と比較してデザインの自由度が少ないこともあるが、そのよう なことも加味して指針を策定していきたい。

なお、大和北道路の計画にあたっても環境影響評価による検討を行った。

- ・良好な景観形成にあたっては、景観計画による規制の対象とならない建築物等についても景観配慮の協力が必要になると思う。このようなものに対する景観配慮のガイドラインのようなものを作製する予定はあるか。
 - →事務局:景観計画の規制の運用解説書を作製・公表する予定であり、規制の対象とならない建築物等についても参考にしていただきたい。 また、建築士会等に協力をいただき、良好な建築物や屋外広告物に対する 表彰を行っているが、このような制度を充実させていきたい。

・本委員会での意見等への対応は、委員長と調整し、各委員へ最終案を送付のうえ パブリックコメントを実施する。

以上